

# 由利本荘市再生可能エネルギー発電設備の設置及び管理に関するガイドライン

## 1. 目的

再生可能エネルギー発電は、温室効果ガスを排出せず、また、国内で生産できることから、気候変動対策やエネルギー自給率向上に寄与する重要な国産エネルギー源として推進していく必要がある一方で、再生可能エネルギー発電事業（以下「再エネ発電事業」という。）の実施にあたっては、災害の防止や環境・景観の保全、市民の安全・安心を確保し、地域と事業者が良好な関係を構築できるよう適切な設置及び管理が重要です。

国においては、適切な再エネ発電事業実施の確保等を図るため、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再エネ特措法」という。）及び再エネ特措法施行規則に基づいた事業計画の認定申請を行う事業者、及び認定を受けた事業計画に基づき事業を実施する事業者に対して適用される「事業計画策定ガイドライン」により、遵守すべき事項等についてその考え方を示しています。

また、令和6年4月の再エネ特措法改正では、再エネ発電事業の実施にあたり、事業者が周辺地域の住民への適切な情報提供や周辺地域への影響に関する地域の懸念への対応を通じて、再エネ発電事業への理解と信頼を醸成し、地域と共生した再生可能エネルギーの導入を図ることを目的として説明会等の実施を求めるとしており、「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」により、その要件を示しています。

一方で、再エネ特措法の認定を必要としない事業者についても、国のガイドラインを参考に事業を実施することが望ましいとされておりますが、地域にとっては、認定の有無に関わらず遵守事項や事業説明等の重要性に変わりはないことから、本ガイドラインでは再エネ特措法の認定事業であるか否かに関わらず、国のガイドラインに準じた措置や事業説明等を求めるとともに、事業者が遵守すべき事項を示すこととします。

これに基づき、自主的かつ適正に再生可能エネルギー発電設備の設置・管理を行うとともに、法令等の事前確認や届出等を徹底することにより、地域との共生及び市民の安全で安心な生活環境が保全されることを目的とします。

## 2. 対象施設

発電出力に関わらず、次に掲げる発電設備及び付帯設備（以下「発電設備」という。）を対象とする。ただし、屋根置き等の建物に設置される太陽光発電、又は住宅用太陽光発電で自家消費を主な目的とした発電設備については対象外とする。

- ア 風力発電設備
- イ 太陽光発電設備
- ウ 水力発電設備
- エ その他再生可能エネルギーを利用した発電設備

## 3. 対象地域

本ガイドラインの対象地域は市全域とする。  
ただし、本市域に属さない場合であっても、本市に影響を及ぼす恐れがある場合は、本ガイドラインを適用する。（海域の発電設備を除く。）

## 4. 発電設備の設置及び管理において遵守すべき事項

発電設備の設置及び管理においては、関係法令等及び国の「事業計画策定ガイドライン」とともに、次の事項についても遵守するものとする。

- (1) 風力発電設備に係る設置計画の策定にあたっては、事故、火災、故障、自然災害等を考慮し、住宅、学校、病院、文教施設、福祉施設、保育園等（以下「住宅等」という。）と風車について、次に示す離隔距離が確保されるようにすること。ただし、離隔距離未満の住宅等の居住者及び施設管理者からの同意書（様式1）が得られた場合はこの限りでない。
  - ① 風力発電設備（20kw 以上）の場合  
水平距離で地上とブレードの最高点との長さの3倍以上、又は、その距離が300メートルに満たないときは300メートル以上
  - ② 風力発電設備（20kw 未満）の場合  
水平距離で200メートル以上
- (2) 風力発電設備の設置にあたっては、風車の羽根の回転に伴って、地上に明暗が生じる現象（シャドーフリッカー）を含めた日影対策に十分配慮し、必要な措置を講ずること。
- (3) 発電設備の設置にあたっては、災害防止の観点から次の点に配慮すること。
  - ① 関係法令及び条例を遵守し災害等の防止に努めること。
  - ② 敷地排水処理については、周辺に被害を与えないように対策をとること。
  - ③ 土砂の流出を防止する対策をとること。
  - ④ 造成中及び造成後は、裸地を最小限にするよう適切に保護すること。
  - ⑤ 土地の形質の変更は最小限に留めること。
- (4) 災害発生時の緊急連絡体制を整備し、市に報告すること。  
また、自然災害のほか、事故や火災等への対応については、特に留意し、これらにより発電施設の運転が停止した際は、市に対して速やかに報告すると共に、経過を含む顛末についても報告すること。また、必要に応じて、近隣住民及び自治会等に対しても同様に報告すること。
- (5) 住宅等に近隣する場所に発電設備を設置する場合は、騒音、振動、反射光等に十分配慮し、必要に応じ所用な措置を講ずること。
- (6) テレビ電波等に影響が発生しないように影響の予測及び調査を行うなど十分配慮し、必要な措置を講ずること。
- (7) 動植物に与える影響を可能な限り回避するように十分配慮し、必要な措置を講ずること。
- (8) 既存の地形や樹木等を生かしながら、周囲の景観等に与える影響を最小限に抑えるよう十分配慮すること。また、設置及び管理により景観等を著しく阻害する場合は、必要な措置を講ずること。なお、市が配慮及び必要な措置が不十分と判断した場合は、事業者に対し対策又は設置の回避を要請する場合がある。
- (9) 発電設備を設置した場所の除草等環境整備に努め、周辺環境に十分に配慮すること。

## 5. 事業計画等の届出、周知等

発電設備の設置等においては、国の「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」の内容に準じた説明会等を実施するとともに、次の事項についても遵守するものとする。

- (1) 設置等の計画概要が明らかとなった時点で、再生可能エネルギー発電設備の設置に係る届出書（様式2）を市に提出すること。また、近隣住民及び地権者（以下「住民等」という。）や関係団体等に対して、事業の概要について事前に説明会等を実施すること。説明会等の対象及び説明内容等は国の説明会ガイドラインの基準に準ずるものとし、事前に市と協議をすること。
- (2) 設置等の許認可手続や事業計画地域において想定される法規制（別表1）について、事前に関係課等と十分協議すること。
- (3) 環境影響評価を実施した場合は、市に資料を添えて報告すること。

- (4) 住民等並びに関係団体等に対して事業に関する説明会等を実施した場合は、議事録を作成し、市に写しを提出すること。
- (5) 市及び住民等並びに関係団体等より要望、意見等があった場合は、誠意をもって対応し、合意形成に努めること。
- (6) 発電設備の設置完了後 30 日以内または運転開始日の 7 日前のどちらか早い日までに、再生可能エネルギー発電設備の設置完了報告書（様式 3）を市に提出すること。
- (7) 事業者及び保守管理者等が変更となる場合は、変更日の 7 日前までに再生可能エネルギー発電設備の事業者等変更届出書（様式 4）を市に提出すること。

## 6. 地域共生

- (1) 地域との共存共栄に向け、事業者は市及び市民が実施する環境学習等に協力するとともに、地域の催事等への参画や、ふるさと納税等を通じて、積極的に地域貢献に努めること。
- (2) 発電事業を行っている期間は、地域貢献の実績について、地域貢献実績報告書（様式 5）により毎年 4 月末までに前年度分を市に報告すること。

## 7. 発電施設等の廃止の届出

設置した発電設備（様式 3 により届出した設備）を廃止したときは、速やかに再生可能エネルギー発電施設の廃止届出書（様式 6）を市に提出すること。

## 8. その他

本ガイドラインは、今後の社会情勢の変化等により、必要に応じて随時見直すこととする。

## 附則

このガイドラインは、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。